明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○放送法第百四十条第六項及び放送法施行規則第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（総務九〇）　一
○平成二十五年地方公務員給与実態調査票の様式を定める件（同九一）　三
○平成二十五年地方公務員給与実態調査票の提出期限である期日を定める件（同九二）　九
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務五五～五七）
○農薬を登録した件
（農林水産四九九、五〇〇）　一〇
○農薬を再登録した件（同五〇一）　一二
○農薬の登録が失効した件（同五〇二）　一四
〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十六条において準用する同法第百四十六条の規定に基づく登録の失効、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一四

告示

○総務省告示第九十号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第六項及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

一　有線テレビジョン放送事業者の指定の変更

指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
東芝テクノネットワーク株式会社	第KT02-0037号	平成二十四年五月二十四日	**茨**城県守谷市みずき野1～8
独立行政法人都市再生機構	第KT02-0239号	平成二十四年四月二十四日	東京都中央区リバーシティ21、リバーシティ21新川、晴海アーバンタワー、勝どきビュータワー、新宿区河田町コンフォガーデン、品川区品川シーサイドビュータワー、目黒区恵比寿ビュータワー、豊島区アウルタワー、江戸川区清新町の一部
株式会社ケイ・キャット	第KK00-4137号	平成二十四年五月十八日	滋賀県大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡日野町、蒲生郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町、犬上郡多賀町 京都府京都市北区、京都市上京区、京都市左京区、京都市中京区、京都市東山区、京都市下京区、京都市南区、京都市右京区、京都市伏見区、京都市山科区、京都市西京区、京都市京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡精華町 大阪府大阪市都島区、大阪市福島区、大阪市此花区、大阪市西区、大阪市港区、大阪市大正区、天王寺区、浪速区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、西成区、淀川区、鶴見区、住之江区、平野区、北区、中央区、西区、港区、